

平成21年財政検証関連資料(2)

(厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み等)

[目 次]

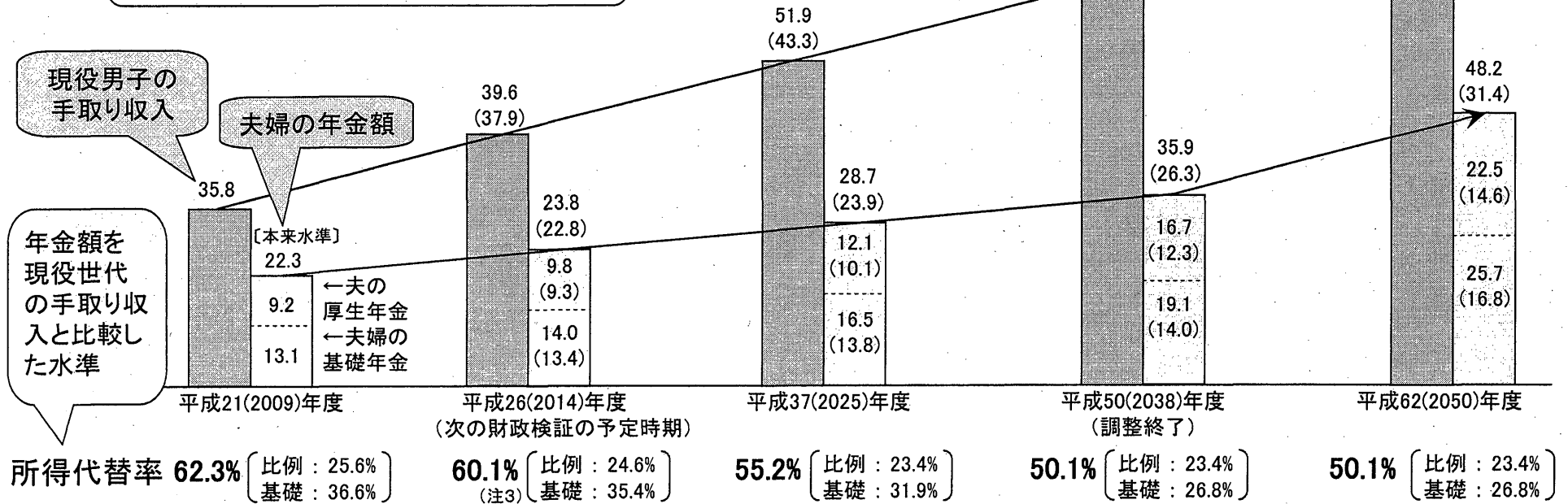
厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み	…	2
公的年金被保険者数の将来見通し	…	3
将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が 最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算	…	4
機械的に名目賃金上昇率の前提を変更した場合の試算	…	5
機械的に労働力率の前提を変更した場合の試算	…	7

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額) (平成21年財政検証基本ケース)

○ マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。

(月額・単位:万円) 96.2
(62.6)

標準的な年金受給世帯の年金額
【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



年金額の伸びを調整 (50%を下限) → 通常の年金額の改定

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。
 (注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。
 (注3) 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。
 (次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)
 (注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。
 (注5) 図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
 (注6) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。
 (注7) 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

公的年金被保険者数の将来見通し(平成21年財政検証、基本ケース(出生中位(死亡中位)))

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21 (2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22 (2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23 (2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24 (2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25 (2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26 (2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27 (2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
28 (2016)	64.9	17.0	38.5	34.5	4.0	9.4	8.3	1.0	-0.8	-1.1
29 (2017)	64.6	16.9	38.4	34.4	4.0	9.3	8.3	1.0	-0.8	-1.1
30 (2018)	64.2	16.8	38.2	34.2	4.0	9.2	8.2	1.0	-0.7	-1.0
31 (2019)	63.8	16.8	38.0	34.1	3.9	9.0	8.1	1.0	-0.6	-0.9
32 (2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
33 (2021)	63.1	16.7	37.6	33.8	3.8	8.8	7.9	0.9	-0.6	-0.9
34 (2022)	62.8	16.6	37.5	33.7	3.8	8.7	7.8	0.9	-0.6	-0.9
35 (2023)	62.4	16.5	37.3	33.6	3.7	8.6	7.7	0.9	-0.5	-0.8
36 (2024)	62.0	16.4	37.1	33.4	3.7	8.5	7.6	0.9	-0.5	-0.8
37 (2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
38 (2026)	61.1	16.2	36.7	33.0	3.6	8.2	7.4	0.8	-0.6	-0.9
39 (2027)	60.6	16.1	36.4	32.8	3.6	8.1	7.3	0.8	-0.7	-1.0
40 (2028)	60.0	15.9	36.1	32.6	3.5	8.0	7.1	0.8	-0.7	-1.0
41 (2029)	59.3	15.6	35.8	32.3	3.5	7.8	7.0	0.8	-0.8	-1.1
42 (2030)	58.6	15.4	35.5	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
43 (2031)	57.7	15.1	35.1	31.7	3.4	7.5	6.8	0.8	-1.0	-1.3
44 (2032)	56.9	14.8	34.7	31.3	3.4	7.4	6.6	0.8	-1.1	-1.4
45 (2033)	55.9	14.5	34.2	30.9	3.3	7.3	6.5	0.7	-1.2	-1.5
46 (2034)	55.0	14.2	33.7	30.4	3.3	7.1	6.4	0.7	-1.4	-1.7
47 (2035)	54.1	13.9	33.2	30.0	3.2	7.0	6.3	0.7	-1.5	-1.8
48 (2036)	53.2	13.6	32.7	29.5	3.2	6.9	6.2	0.7	-1.6	-1.9
49 (2037)	52.3	13.3	32.1	29.0	3.1	6.8	6.1	0.7	-1.7	-2.0
50 (2038)	51.4	13.1	31.6	28.6	3.0	6.7	6.0	0.7	-1.7	-2.0
51 (2039)	50.5	12.8	31.1	28.1	3.0	6.6	5.9	0.7	-1.7	-2.0
52 (2040)	49.7	12.6	30.6	27.6	2.9	6.5	5.8	0.7	-1.7	-2.0
53 (2041)	49.0	12.4	30.1	27.2	2.9	6.4	5.8	0.7	-1.7	-2.0
54 (2042)	48.2	12.3	29.6	26.8	2.8	6.3	5.7	0.6	-1.6	-1.9
55 (2043)	47.4	12.1	29.1	26.3	2.8	6.2	5.6	0.6	-1.6	-1.9
56 (2044)	46.7	11.9	28.7	25.9	2.8	6.1	5.5	0.6	-1.6	-1.9
57 (2045)	46.0	11.7	28.2	25.5	2.7	6.0	5.4	0.6	-1.6	-1.9
58 (2046)	45.3	11.5	27.8	25.1	2.7	5.9	5.3	0.6	-1.6	-1.9
59 (2047)	44.6	11.4	27.4	24.8	2.6	5.9	5.3	0.6	-1.6	-1.9
60 (2048)	44.0	11.2	27.0	24.4	2.6	5.8	5.2	0.6	-1.5	-1.8
61 (2049)	43.4	11.1	26.6	24.1	2.6	5.7	5.1	0.6	-1.5	-1.8
62 (2050)	42.8	10.9	26.2	23.7	2.5	5.6	5.0	0.6	-1.5	-1.8
72 (2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
82 (2070)	31.5	8.0	19.4	17.5	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
92 (2080)	27.4	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
102 (2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
112 (2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
117 (2105)	19.7	5.0	12.1	10.9	1.1	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

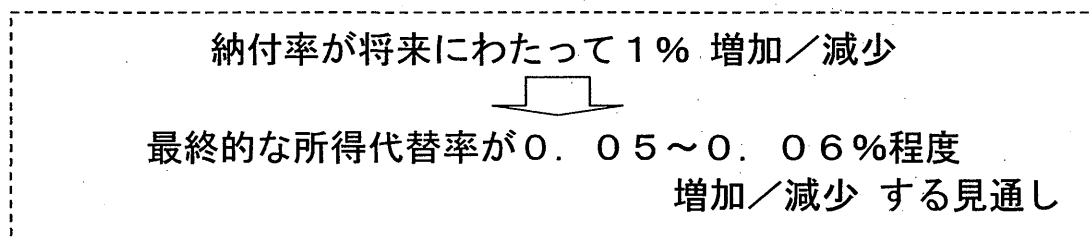
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。

将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が
最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算
(平成21年財政検証に基づいた試算)

平成21年財政検証(基本ケース、国民年金保険料納付率の前提80%)
に基づいて、国民年金第1号被保険者の納付率が、財政検証における財政均
衡期間である2105年度までに渡って、その全ての期間で増加もしくは減
少した場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響は、以下の通り。



なお、この試算結果を用いることにより、将来にわたって納付率の水準が75%、70%、
65%および60%となった場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響を推計すれ
ば、以下の通りとなる。

将来にわたる 第1号被保険者の納付率	最終的な所得代替率に 与える影響	最終的な所得代替率
80%(基本ケース)	-	50.1%
75%(▲5%)	0.25~0.3%程度減少	49.8~49.85%程度
70%(▲10%)	0.5~0.6%程度減少	49.5~49.6%程度
65%(▲15%)	0.75~0.9%程度減少	49.2~49.35%程度
60%(▲20%)	1.0~1.2%程度減少	48.9~49.1%程度

※ 次の財政検証の予定時期である平成26(2014)年度における所得代替率は、基本ケースで
60.1%となる見込みであるが、この推計値は、将来にわたる納付率が変化した場合でも、
60.1%から変化しない。

(注1) 国民年金の被保険者(1号、2号および3号)全体から見れば、保険料未納者は数%
程度であり、上記試算のどのケースにおいても、被保険者全体の9割以上の者は保険料を納め
ているか、免除・猶予制度の対象となっている。

(注2) 平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律の附則第二条第二項に「政府は、(中
略)国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は(中略)厚生年金保険事業に関する財政
の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に
規定する比率(所得代替率を指す)が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の
規定の趣旨にのっとり、(中略)調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整
期間の終了その他の措置を講ずるものとする。」とあるように、給付水準調整の終了その他の措
置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる必要が
あるのは、法律上は次の財政検証が行われるまで(通常は5年後)に所得代替率が50%を下
回る場合である。